“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第59号
2012．9．1発行
島根県農地･水･環境保全協議会

採択申請 続々提出中

９月に入ってもまだまだ残暑が続きます。「いつまでこの暑さが続くのか～」と思いながら、ふと田んぼに目をやると、先日までの緑一面の風景が黄金色の風景に変わっていて、確実に秋が近づいていることに気づかされます。

協議会では、活動組織の皆さんに８月中の申請手続きをお願いしていましたが、現在４００余りの活動組織から採択申請書が提出されています。共同活動支援については、申請された各組織に対して、市町村を通じて随時採択通知を行っており、また、向上活動支援については、申請書を取りまとめ国へ提出しています。諸事情により遅延している組織も、速やかな申請をお願いします。

活動組織においては、採択通知後、下記のように事務が進んでいきます。

共同活動

採択通知受理
↓
交付申請（交付金約８割）
（協議会から送られてきた交付申請書に、共同活動支援交付金の受取口座を記入し代表印を押印のうえ各市町村へ提出してください）
↓
交付金受取
↓
２回目交付申請（交付金残り約２割）
（協議会から送られてきた交付申請書（第２回）に、代表印を押印のうえ各市町村へ提出してください）
↓
２回目交付金受取
↓
実施状況報告書作成・提出
（３月末～４月初め）

向上活動

採択通知受理
↓
交付申請（国・地方分）
（協議会から送られてきた交付申請書に、代表印を押印のうえ各市町村へ提出してください）
↓
交付決定受理（国・地方分）
↓
概算払い請求（国・地方分）
（協議会から送られてきた概算払い請求書に、代表印を押印のうえ各市町村へ提出してください）
↓
交付金受取
↓
遂行状況報告（１月中）
（協議会から送られてきた遂行状況報告書に必要事項を記入し、代表印を押印のうえ各市町村へ提出してください）
↓
実績報告書作成・提出（３月末～４月初め）

なお、活動については、共同活動は４月からの活動が認められていますが、向上活動は、交付決定日以降の活動となります。また、交付決定前に活動を始めたい場合は、「交付決定前着手届」の提出により着手が可能です。

実りの秋を迎え活動組織の皆さんも農作業が忙しくなりますが、水路補修等の活動もこれからが本番だと思います。秋にもう一度地域全体を見回り、春に立てた活動計画の見直しがないか皆さんで話し合ってみてはどうでしょうか。

守ろう牧畑／残そう資源

この資源・環境を守るために！　次の世代へ残すために！
私たちに出来ることから始めています。

知夫の牧畑資源・環境を守り隊（知夫村）

私たち「知夫の牧畑資源・環境を守り隊」は、隠岐諸島最南端の知夫里島にある島根県で唯一の村「知夫村」で活動している組織です。

私たちの村は、島の約半分を占める牧畑を利用した畜産業（肉用牛）が盛んで、それ以外の農業はほとんど行われていません。平成１９年度から農地・水対策事業で牧畑を守るために、小・中学生との「あざみ掘り活動」、地域の方たちとの「抵抗性クロ松の植栽活動」、「農地の遊休化防止」や「牧柵修理」による環境整備などを行っています。

■　アザミ掘り活動

自生するあざみは牛の餌とならず牧草の育成の邪魔になります。小・中学生と一緒に、あざみを一本一本手作業で取り除いていきます。

子供たちには、この作業から知夫村の畜産業に理解を深め、知夫特有な景観を守っていく気持ちが生まれてくればと思います。

■　抵抗性クロ松の植栽活動

松食い虫被害で松を伐採した場所に、以前の松林を再生させようと、抵抗性クロ松の植栽を地域の皆さんで行っています。

■　農地の遊休化防止

農用地内にはびこり、放置していると遊休化する農用地の雑灌木除去を行っています。この作業は牧草地ならではの活動です。

■　牧柵修理と点検活動

放牧場を囲っている牧柵の修理と点検活動は、牛の放牧のためには欠かせません。

■　文化祭で活動を紹介

地域の人たちに「守り隊」の活動をより知ってもらうため、文化祭で活動を紹介しています。

「知夫の牧畑資源・環境を守り隊」では、地域の皆さんが協力して、知夫村特有の農業用施設や景観を守っていく活動を続けています。この活動が、次世代へも続いていくことを願っています。

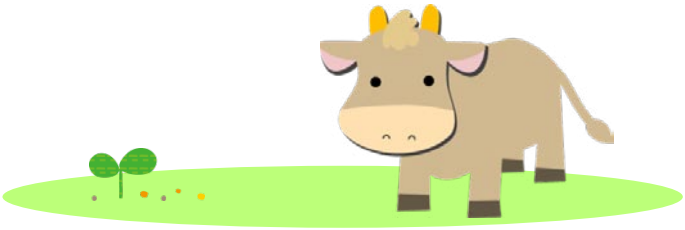

共同活動支援交付金に取り組まれる皆さんへ

共同活動では４月１日から組織が行った活動の経費について、交付金の支出対象とすることができます。活動組織の皆さんは、経費支出に関する活動記録や領収書などの整理をしておきましょう。

※交付金が交付される前に立替払いをされた場合の出納簿の整理の仕方を紹介します。

例　４月１０日に事務局　島根花子さんがファイル代１,７３２円を立替払い
６月１８日に代表　島根太郎さんがお茶代１,３００円を立替払い
７月１０日に代表　島根太郎さんがお茶代１,３００円を立替払い
８月　７日に代表　島根太郎さんがお茶代２,０００円を立替払い
交付金入金後、９月１０日に２人に立替代金を支払った場合

（様式第１－８号）

平成24年度　農地・水保全管理支払交付金　共同活動支援交付金　金銭出納簿

・交付金の受取日から記入します。

組織名：〇〇地区環境保全会

日付	内　容	収入（円）	支出（円） 日当	購入・リース費	委託費	その他	計	残高（円）	領収書番号	活動実施日	備考（財産の保管場所）
9月8日	共同活動支援交付金の受取	1,177,160						1,177,160			
9月10日	事務用品購入（ファイル代）					1,732	1,732	1,175,428	1		4月10日立替
9月10日	花壇植栽時お茶代					1,300	1,300	1,174,128	2-1	6月18日	6月18日立替
9月10日	農道沿いゴミ拾いお茶代					1,300	1,300	1,172,828	2-2	7月10日	7月10日立替
9月10日	生き物調査時お茶代					2,000	2,000	1,170,828	2-3	8月7日	8月7日立替
9月25日	水路草刈り日当（1,000円×30人）		30,000				30,000	1,144,128	3	9月25日	
9月25日	草刈り機燃料代			3,250			3,250	1,140,878	4	9月25日	
3月31日	次年度繰越							89,786			
合　計		1,177,160	200,000	756,840	30,000	100,534	1,087,374				

・立替者に支払われた日付（立替領収書の日付）を記入します。

・実際に支払われた領収日を記入します。

★領収書の整理の仕方★

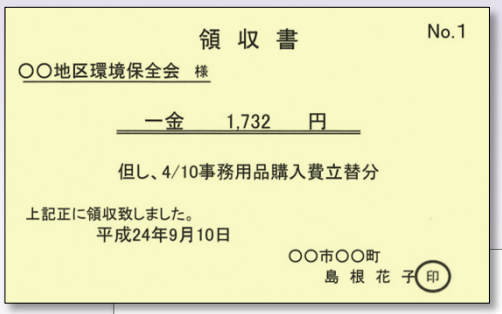

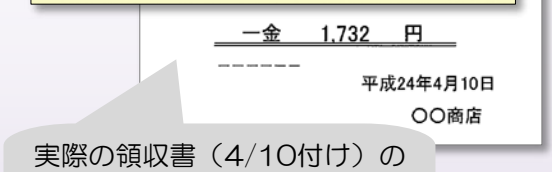

実際の領収書（4/10付け）の上に、立替者の領収書（9/10付け）を添付してください。

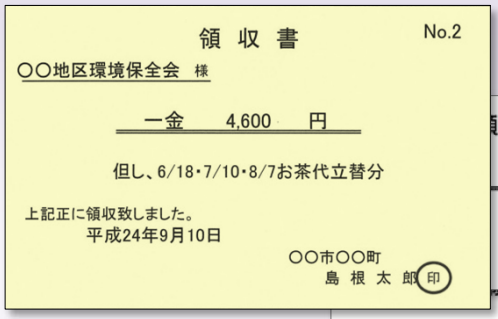

１人の方が複数の経費を立て替え、交付金入金後全額を一括立替者に支払われた場合は、実際の領収書に各々枝番を付けて整理し、その上に立替者の領収書を添付してください。

お知らせ

活動組織において、年度途中に代表者の変更があった場合は変更届が必要です。
書類提出時にご注意ください。（詳しくは市町又は協議会へお問い合わせください）

★今月の予定★

４ ㈫	活動組織事務等説明会（雲南市加茂総合センター・雲南市三刀屋総合センター）、向上活動現地調査
６ ㈭	活動組織事務等説明会（雲南市吉田総合センター・雲南市大東総合センター）、向上活動現地調査
７ ㈮	活動組織事務等説明会（雲南市木次総合センター）、向上活動現地調査
１１ ㈫	活動組織事務等説明会（邑南町）
１３ ㈭	活動組織事務等説明会（飯南町）

ちょっと一息
おたよりコーナー

みんなの力で、地域を守る
菅田みどりの会（安来市広瀬町）

私たち菅田みどりの会は、旧仁多町と旧広瀬町の境にあり、他の中山間地域と同様にイノシシ被害に悩まされています。鳥獣の被害は、私たちの生産意欲を失わせる大きな要因です。そのため私たちの組織では、鳥獣害防護柵の管理を共同活動に位置付け、春先の損傷箇所の補修や、点検、草刈り等の活動を続けています。

積雪の多い地域で防護柵の補修等の管理は大変だと思います。これからも皆さんの「助け合い」の精神で頑張ってください。

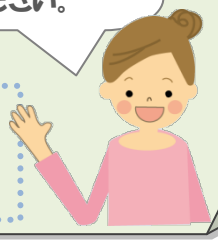

【投稿規定】

郵便番号、住所、氏名、電話番号、組織の方ならば活動組織名を明記。
郵便、ファックス、メール、電話での投稿。次号への掲載は、前月２０日ころまでに必着。
宛先は、〒690-0876 松江市黒田町 432-1　水土里ネット島根「おたよりコーナー」係。
FAX 番号（0852）24-0848、電子メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp

～担当者の声～

この春、新規の活動組織の方に地域の水路、農道のお話しを聞く機会がありました。組織の年配の方が、「水路はここから始まって、ここに落ちて、ここに出てきて」と話されながら、航空写真に地域の水路を書きこまれていきました。「エッ！全て覚えてるの～」と驚くのと同時に、地域に対する思いや情熱を感じました。農地・水の活動と同様に、こういう“思い”も次世代へ受け継がれていければと思いました。（協議会　F）

～農地・水保全管理支払交付金に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで
〔事務局〕水土里ネット島根　　Tel 0852-32-4141　　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ
（共同・向上活動）　Tel 0852-22-6262
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

掛合町農地・水・環境保全協議会（雲南市）